

令和元年 No.2

○東京学芸大学特命教授等に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

大学院教育学研究科の組織再編，委員会等の再編及び選考手続の見直しに伴い，
所要の改正を行うものである。

承認経過

令和元年 5 月 22 日 役員会 審議・承認

東京学芸大学特命教授に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年 5 月 23 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和元年規程第 1 号

東京学芸大学特命教授等に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成16年規程第48号）の一部について、別紙
新旧対象表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学特命教授等に関する規程の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編，委員会等の再編及び選考手続の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （定義） 第2条 この規程において「特命教授等」とは，国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち，学長の命により，本学の運営上特に必要な業務に従事する者並びに大学院教育学研究科<u>教育実践専門職高度化専攻</u>（以下「教職大学院」という。）及び免許状更新講習を担当する本学附属学校教員で，東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）又は東京学芸大学教職大学院実務家教員選考基準（平成24年2月9日制定）に定める教授，准教授，講師又は助教の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。 （選考） 第3条 特命教授等の選考は，<u>教員人事会議</u>の議を経て，学長が行う。 <u>2 前項により選考されたことのある者を，選考された職と同一の職及び任務等で特命教授等を称するときは，教員人事会議の審議を省略する。</u> （選考結果報告） <u>第3条の2 前条に基づき選考した場合は，教育研究評議会に報告するものとする。</u> 〃 〔省略〕 附 則 <u>この規程は，令和元年5月23日から施行し，平成31年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （定義） 第2条 この規程において「特命教授等」とは，国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち，学長の命により，本学の運営上特に必要な業務に従事する者，<u>並びに大学院教育学研究科教育実践創成専攻</u>（以下「教職大学院」という。）及び免許状更新講習を担当する本学附属学校教員で，東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）又は東京学芸大学教職大学院実務家教員選考基準（平成24年2月9日制定）に定める教授，准教授，講師又は助教の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。 （選考） 第3条 特命教授等の選考は，<u>教員人事委員会</u>の議を経て，学長が行う。 〔省略〕